

## 当院の診療・施設基準に関する情報

当院では患者様に安心して受診いただけるように、下記の事項に取り組み厚労省の指導に基づき、

- ・明細書発行体制加算
- ・夜間・早朝等加算
- ・時間外対応加算3
- ・小児かかりつけ診療料1
- ・機能強化加算
- ・一般名処方加算
- ・情報通信機器を用いた診療
- ・医療情報取得加算（オンライン資格確認）
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・連携強化加算
- ・サーベイランス強化加算
- ・院内トリアージ実施料
- ・地域連携小児夜間・休日診療料

の算定・実施をしております。

### ■診療明細書

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、診療明細書を無料で発行しております。診療明細書とは診療内容や薬の種類などの医療費の詳しい内容が記入された明細付きの領収書です。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても発行いたしますので、ご希望される際はお申し出ください。ただし発行にはお時間を要しますので、お支払いの順番が前後し、お待ちいただくことがあることをご了承いただきます様宜しくお申し上げます。明細書の発行が不要な方は受付にお申し出ください。

### ■夜間・早朝等加算・時間外加算

下記の時間帯に受付をされた場合は、当院の診療時間であっても、また予約診療であっても夜間・早朝等加算または時間外加算の取り扱いとなりますのでご了承ください。※標ぼう時間外に受付をされた場合は当院診療時間でも対象となります。

### ■小児かかりつけ医制度・機能強化加算・時間外対応加算

当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに小児科の「かかりつけ医」として、次の診療を行います。

- ・急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- ・発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- ・予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- ・他の医療機関で受診した、投薬を受けた場合には、次に当院を受診した際にお知らせください。
- ・健康診断の結果や、予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、母子手帳を受診時にお持ちください。
- ・「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに診療時間外にも対応しています。

当院がやむを得ず対応できない場合などには、提携医療機関や、小児救急電話相談にご相談ください。

東京医科大学病院 03-3342-6111

JR 東京総合病院 03-3320-2210

小児救急電話相談 #8000

### ■一般名処方・長期収載品の処方に係る選定療養

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。安定してお薬を服用していただくため当院では、医薬品の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。なお、診療報酬の改定により後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、外来において患者さんの希望で厚生労働省が指定する長期収載品（先発医薬品）が処方される場合は、選定療養費のお支払いが生じます。

### ■医療情報取得加算（オンライン資格確認）

当院はオンライン資格確認システムを利用できる診療体制を整えており、厚生労働省より通達のあった診療報酬改定を受け、医療情報取得加算を算定しております。マイナンバーカードを健康保険証としてご登録・ご利用いただくことで、過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報などを取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

### ■医療DX推進の体制に関する取組事項

当院では、オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ共有サービスを導入し、質の高い医療の提供を行う診療体制の構築を目指しています。

### ■院内感染対策に関する取組事項

### 1. 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を医院全体として取り組み、医院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

### 2. 院内感染防止対策のための医院の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染管理者のもと感染防止対策部門を設置し、感染防止に係る日常業務を行い、且つ週1回院内の定期巡回を行い感染防止対策の実施状況を把握しています。尚、感染対策防止部門は当院の医療有資格者である医師と看護師から編成しております。

### 3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策部門で検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

### 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生または疑われる場合は、感染防止対策部門が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

### 6. 抗菌薬の適正使用に関する基本方針

当院では、「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）を参考に、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

### 7. 他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの見直し、改訂を行います。

## ■院内トリアージ実施基準について

当院では、時間外（夜間・休日または深夜）に受診された患者様に対して、来院後速やかに、看護師または医師が**緊急度を判定（院内トリアージ）**し、緊急度が高い場合は優先的に診察する体制をとっております。（重症の方は、すでにお待ちの患者様より先に診察を受けることができます。）

このように、時間外での診察時には、受付した順番に診察を受けていただけるとは限りません。

緊急度が低い場合は、早く受付をされていても、待ち時間が長くなる場合があります。また、トリアージは一定時間後に再度行いますので、待ち時間中に状態が変化すれば優先されることがあります。

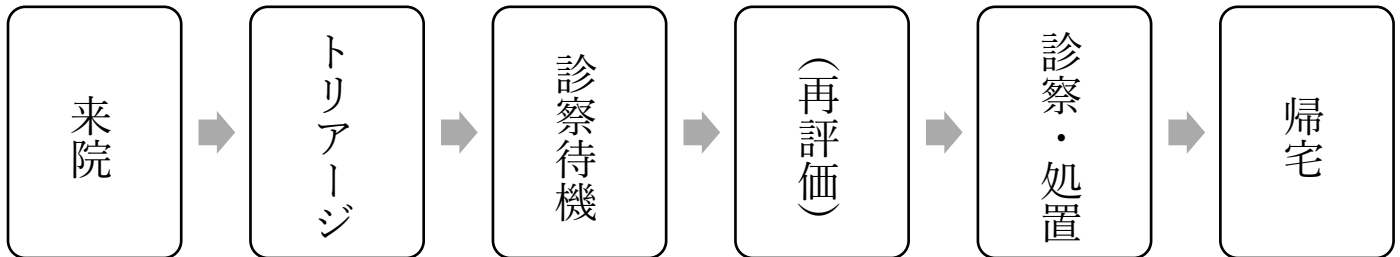
当院では、時間外の初診患者様に対して、この取り組みへの評価として厚生労働省が定めた「院内トリアージ実施料」を算定しております。この料金は、緊急度が高いため優先的に診察を受けた患者様だけではなく、結果的にその重症な方に順番を譲る形になり、待ち時間が長くなってしまった方にも適応されますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

### <院内トリアージの判定基準（JTASに準拠）>

緊急度判定レベル	診察の必要性	症状の特徴例	再評価の目安
レベル1 蘇生	直ちに診察・治療が必要	心停止・重症外傷・痙攣持続・ 高度な意識障害など	治療の継続
レベル2 緊急	10分以内に診察が必要	心原性胸痛・激しい頭痛や腹痛・ 自傷行為など	15分ごと
レベル3 準緊急	30分以内に診察が必要	症状のない高血圧・痙攣後の状態 (意識は回復) など	30分ごと

レベル4 低緊急	1時間以内に診察が必要	尿路感染症・縫合を必要とする 創傷（止血済み）など	1時間ごと
レベル5 非緊急	2時間以内に診察が必要	軽度のアレルギー症状、 軽度の外傷など	2時間ごと

<夜間・休日または深夜における受診の流れ>



■地域連携小児夜間・休日診療料について

地域の他の保険医療機関の医師と連携を取り、初期救急医療の確保のために、夜間・休日又は深夜に小児科診療が可能な体制を整えています。また、緊急時に入院体制のとれた医療機関とも連携しています。以下の時間帯に受付をされた場合、「地域連携夜間・休日診療料1 450点」を算定させていただきます。

■平日 18:00~21:00 ■土曜日 12:00~21:00 ■日・祝日・年末年始（12月29日~1月3日）終日

休日でも安心して受診頂ける体制を維持するために厚生労働省により定められた診療報酬制度となりますので、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。